

## 神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和8年4月28日（火） 18：00～18：05

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市） 行財政局給与課課長、給与課係長3名、他3名  
水道局経営企画課課長、経営企画課係長  
交通局人事総務課課長、人事総務課係長  
教育委員会事務局教職員給与課課長、教職員給与課係長

（組合）市労連書記長、書記次長3名、他10名

4. 議 題：交通用具使用者に対する通勤手当の見直し

5. 発言内容：

（市） 皆さま方には、日頃から様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

本日は、交通用具使用者に対する通勤手当の見直しについて提案させていただきます。それでは、お配りしました「交通用具使用者に対する通勤手当の見直し(案)」に沿って、ご説明いたします。

まず、「1. 距離区分別支給額の見直し」についてでございます。

交通用具使用者に対する通勤手当について、距離区分に応じて手当額を改定するとともに、区分を新設します。

具体的には、「①10km以上の距離区分の手当額を引き上げ」、「②10km未満の距離区分の手当額を引き下げ」ることといたします。

また、「③65km以上から100km以上までの距離区分を5km刻みで新設」いたします。

具体的な金額については、別紙「交通用具使用者に係る通勤手当の改定について(案)」のとおりです。

次に、「2. 駐車場等利用料の支給」についてでございます。

駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとし、その内容としては

「(1)対象職員」については、交通用具使用者のうち、自動車等を駐車するための施設を利用し、その料金を負担することを常例とする職員、といたします。ただし、交通用具使用に係る手当を支給されていない職員については除くものとします。

「(2)駐車場等の要件」については、以下のいずれにも該当することを要件といたします。なお、行政財産に駐車する場合については、以下の要件をいずれも満たすため、支給の対象に含むものといたします。

1つ目の要件は「勤務公署の周辺又は通勤経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること」

2つ目の要件は「自動車、自動二輪車又は原動機付自転車を駐車するための施設であること」

3つ目の要件は「職員の配偶者若しくは扶養親族に料金を支払うこととなる施設でないこと」です。

次に「(3)支給額」については、実費相当額とし、複数の駐車場等を利用する場合は、

それぞれの駐車場等の額の合計額を支給いたします。ただし、1か月当たり5,000円を上限といたします。

最後に、「3. 実施時期」についてでございますが、令和8年10月1日といたします。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(組合) ガソリン価格は高騰しており、一部ではあるが減額になることはおかしいのではないかと。いずれにしても持ち帰り協議する。